

相 談 事 例

ID：03-03-014

相談タイトル

賃貸住宅退去に伴う原状回復義務（退去修繕）について（11）

Q：ご相談内容

娘が入居していた賃貸物件。
1月末に退去し退去立会の際、クリーニング代だけ支払ってくださいとのことだったので、4月末に入居時に預けていた預り金で精算し残金は返金された。その後、何の連絡もなく突然「1,000円不足していたので振り込んでください」との手紙が届いた。支払うべきなのか。

A：回答

（既に精算済のクリーニング費用についての明細はもらっていないとのこと）
まずは不動産業者にクリーニング費用の内訳明細書の提出を求めて下さい。そのうえで、1,000円不足となった経緯を確認し、納得した上で支払い等を行って下さい。